

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会

宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 部会の名称及び調査研究事項

- (1) 名称は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。
- (2) 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ア 弁当調製施設の選定に関すること。
 - イ 弁当メニューに関すること。
 - ウ その他弁当に関すること。

3 部会長等

部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

別表

役 職 名	所 属
部 会 長	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会
委 員	公益社団法人宮崎県栄養士会
委 員	都城市食生活改善推進員連絡協議会
委 員	都城地区食品衛生協会
委 員	一般社団法人都城観光協会
委 員	宮崎県都城保健所
委 員	宮崎県農業協同組合 都城地区本部